

公的研究費の不正使用に係る調査結果について

1 経緯・概要

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）が設置する松江工業高等専門学校（以下「松江高専」という。）において、令和 5 年 11 月に教員から「教育・研究・事務補助謝金計画書（以下「謝金計画書」という。）」が提出されたが、その内容に疑義を生じたことから、独立行政法人国立高等専門学校機構公的研究費等の不正使用に係る調査等に関する取扱規則第 6 条に基づき、同年 12 月 15 日、松江高専に「公的研究費等の不正使用の疑いに係る予備調査委員会」（以下「予備調査委員会」という。）を設置して調査を実施し、「目的外使用」及び「虚偽の書類によって機構の規程及び法令等に違反した公的研究費等の使用」が行われていた疑いがあるため、本調査が必要と結論した。

最高管理責任者は、この予備調査内容に合理性が高いことから、同規則第 5 条に基づき、本調査の必要があると判断し、同規則第 7 条に基づき、令和 6 年 1 月 24 日付けで外部有識者 2 名（弁護士及び公認会計士）を含む 5 名体制により調査委員会を設置し、調査を実施した。

2 調査

(1) 調査体制

委員長 江 崎 典 宏（高専機構 理事）
清水 宣 彦（高専機構本部 事務局長）
田井中 淳 一（高専機構本部 財務課長）
木 村 美 隆（田中・木村弁護士事務所 弁護士）
宮 本 和 之（宮本公認会計士事務所 公認会計士）

(2) 調査内容

・調査対象者

松江工業高等専門学校 環境・建設工学科 助教 坪倉 佑太

・調査期間

令和 6 年 1 月 24 日～令和 6 年 7 月 10 日

・調査対象

- 令和 4 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）科研費研究活動スタート支援に係る令和 4 年度及び令和 5 年度執行分
- 令和 5 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）若手研究に係る令和 5 年度執行分

3. 大学改革推進等補助金（令和 4 年度第 2 次補正予算）に係る令和 5 年度執行分のうち当該教員への配分額分
 4. 助成金（寄付金）に係る令和 5 年度執行分
 5. グローバルエンジニア育成事業経費に係る令和 5 年度執行分のうち当該教員による ISATE 事業に係る謝金計画提出分
 6. 学内配分子算に係る令和 5 年度執行分のうち当該教員による謝金計画提出分
- ・調査方法
書面審査及び調査対象者からの事情聴取

3 調査結果

(1) 不正等の種別

目的外使用、書類の虚偽作成による不正使用

(2) 不正等に関与した研究者

松江高専 環境・建設工学科 助教 坪倉 佑太

(3) 不正等の内容

松江高専 環境・建設工学科助教 坪倉 佑太氏は、学生に研究課題とは関係のない謝金業務を依頼し、その謝金支出の際に、書面監査にて疑義がないよう虚偽の実施計画書及び業務実施確認表を提出する手法により、謝金の支払いを繰り返した。

また、当該教員は、公的研究費の執行について、当該研究課題の目的に適合したものでなければならないという認識が希薄であり、自身の研究に関係すると言えるものであれば、自身に配賦される予算全体の中からどのような物品でも購入してよいという認識の下、助成金の配分機関へ提出した研究計画調書に記載された設備備品及び消耗品は全く購入せず、当該研究課題に不必要な物品を購入した。

(4) 不正使用の認定額

不正使用額として 565,603 円を認定した。なお、購入された物品は学内に保管されていること、謝金業務は当該研究課題とは関係のない業務ではあったものの、自己財源予算での支給は許容できる内容で、かつ、全額が実際の従事者（学生）へ支払われていることから、私的流用及び還流行為があったとは認められない。

<不正使用認定額内訳>

資金の種類等	執行年度	用途	件数	金額
科学研究費助成事業	令和 5 年度	物品購入	3 件	437,910 円
		諸謝金	2 件	124,265 円
学内配分子算	令和 5 年度	諸謝金	1 件	3,428 円

4 再発防止策

(1) 当該教員に対する更生研修の実施

当該教員に松江高専の教員として適切な業務遂行を行わせるため、外部の専門家による更生研修を実施する。また、更生研修終了後も一定期間は、管理監督者を配置し、当該管理監督者の管理下での業務遂行を行う体制を整える。

(2) 教職員に対する不正防止に関する研修会の内容充実・改善（教職員の意識改革）

従来、内容として総論的な側面が強かった不正防止に関する研修会について、今回の案件も含めた具体的な不正事例など個別案件に関する事項を盛り込むことにより、法令等の理解を深め遵守を徹底するよう、内容の充実・改善を図る。

(3) 謝金業務依頼時の学生への説明強化等

学生が教員から謝金業務を依頼された際、教員に虚偽記載等不正となる行為を指示された場合には、学生は断れない状況が考えられるため、事務部から学生に対し、これに従うと不正に加担する可能性があること、そのような指示があった場合には相談窓口に通報・相談すること等について、これらを記載した文書を交付した上で、説明するものとする。

(4) 謝金業務の計画内容確認方法の改善

謝金計画書の内容について、事務部で実質的な確認ができるよう、より具体的な依頼内容を必ず記載するよう改める

(5) 謝金業務の実施状況確認方法の改善

①業務実施確認表の記載方法の見直しによる実施状況確認方法の改善

業務実施確認表の様式を改善した上で、業務実施確認表には学生が実際に行った具体的な業務内容を必ず記載させるものとし、その内容に疑義を生じた場合には、事務部から当該学生又は担当教員に対し、確認を行うものとする。

②客観的記録による業務開始・終了時刻の確認方法導入の検討

生体認証や学生証認証等の客観的な記録により、謝金業務の開始時刻及び終了時刻を確認する方法の導入を検討する。

(6) 謝金に関する学内の検査体制の強化

学内監査における学生謝金の監査について、当該学生の担任教員や学生の所属している課外活動の顧問教員等に対してもヒアリングを行い、当該学生の業務時間に疑義がないか等の確認を行うものとする。

(7) 研究費の取り扱いに関する注意喚起等の徹底

国立高専機構全体の取組として、基準やルールについて、拡大解釈・誤認を生じないよう、解釈及び指示の明確化等を図るとともに、全高専の研究推進担当責任者を対象とした研修会等を開催し、これを通じて研究費の取扱いに関する注意喚起等を各校で行うよう周知徹底することとする。

5 その他

(1) 当該教員に対する処分

「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」及び「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員懲戒規則」に基づき処分を決定する。

(2) 助成金の返還

助成金の配分機関より不正使用を認定した助成金の返還が求められた場合には、返還の措置を講じる。